

一般社団法人日本養鶏協会
家畜防疫互助基金支援事業業務実施細則

(制定 平成 27 年 6 月 29 日 日鶏 27 発第 208 号)
一部改正 平成 29 年 8 月 1 日 日鶏 29 発第 379 号
一部改正 平成 30 年 5 月 16 日 日鶏 30 発第 136 号
一部改正 令和 7 年 1 月 22 日 日鶏 6 発第 925 号
一部改正 令和 7 年 3 月 6 日 日鶏 6 発第 1095 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務実施細則（以下「実施細則」という。）は、家畜防疫互助基金支援事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に関する細則を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

第 2 章 互助事業契約

(交付契約)

第 2 条 業務方法書第 6 条第 2 項に基づき協会が定める「家畜防疫互助金交付契約書」は、別紙様式第 1 号の「家畜防疫互助金交付基本契約書」（以下「基本契約書」という。）及び別紙様式第 2 号の「家畜防疫互助金交付年次契約申込書兼同意書」（以下「年次契約書」という。）のとおりとする。

(2) 企業型の契約をしようとする畜産経営体は、従業員の雇用を証明するため、別紙様式第 3 号の「従業員の雇用に関する申告書」を提出するものとする。

(3) 契約する事業参加者がその契約事務を他の者に代行させる場合には、別紙様式第 4 号の「家畜防疫互助金交付契約に係る事務代行先届」を提出するものとする。

(その他契約区分の変更)

第 3 条 業務方法書第 7 条第 3 項の規定する契約区分の変更は、別紙様式第 5 号の「契約区分変更申請書」を提出して行うものとする。

(契約対象羽数の変更)

第 4 条 業務方法書第 10 条第 2 項に基づき協会が定める方法は、別紙様式第 6 号の「契約対象羽数変更申請書」を提出して行うものとする。

(その他契約事項の変更)

第 5 条 前二条を除く「家畜防疫互助金交付契約書」の事業参加者に係る記載事項の変更については、別紙様式第 7 号の「契約事項変更申請書」を提出して行うものとする。

(契約の承継)

第 6 条 業務方法書第 12 条に基づき協会が定める方法は、別紙様式第 8 号の「家畜防疫互助金交付契約承継申請書」を提出して行うものとし、必要に応じて、別紙様式第 9 号の「経営譲渡合意書」またはこれに準じた養鶏経営の承継に係る書類を添付するものとする。

(2) 家畜防疫互助金交付契約の承継を承認する場合は、別紙様式第 10 号の「契約の権利義務の承継について」をもって通知する。

(互助金の交付申請及び手続)

第 7 条 業務方法書第 17 条(2)ア定める互助金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、別紙様式第 11 号の「家畜防疫互助金交付申請書」に別紙様式第 12 号の「みどりのチェックシート（畜産）」を添付して提出するものとする。

(2) 業務方法書第 17 条(2)イに定める交付申請期限の延長は、予め別紙様式第 13 号の「互助金交付申請期限延長届出書（発生翌年度末迄延長）」を提出して行うものとする。

(3) 業務方法書第 17 条(2)ウに定める交付申請期限の再延長は、別紙様式第 14 号の「互助金交付申請期限延長申込書（発生翌々年度末迄再延長）」を提出して行うものとする。

第 3 章 業務に係る事務委託

(指定事務委託先：理事会議決事項)

第 8 条 業務方法書第 18 条中の「協会が指定する者」（以下「事務委託先」という。）は、別紙「指定事務委託先一覧」に示す者とし、同条中の「協会が別に定めるところ」は、家畜防疫互助基金支援事業委託要領（平成 24 年 9 月 18 日付け日鶏 24 発第 510 号）とする。

第 4 章 その他

(手数料：理事会議決事項)

第 9 条 業務方法書第 21 条第 2 項に基づく手数料の額は、事業参加者が納付すべき生産者積立金の額に所定の料率（以下「手数料率」という）を乗じ 100 円未満を切り捨てた額（ただし、手数料の額が 100 円未満は 100 円）とし、納付期日は、会長が請求書をもって納付を通知した日から原則として 14 日以内とする。

2 前項に定める手数料率は、次のとおりとする。

(1) 加入年度の年次契約に基づく生産者積立金の総額に対する手数料について、0.04。ただし、令和 7 年度及び令和 8 年度の加入については、前年度に加入していた場合、これを 0.01 とする。

(2) 年次契約の年度中の契約変更による追加納付を要する場合、追加納付すべき生産者積立金の差額に対する手数料について、0.01。

(附則)

この実施細則は平成 27 年 6 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 6 月 29 日 日鶏 27 発第 208 号)

(附則)

この実施細則は平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 29 年 6 月 16 日から適用する。

(平成 29 年 8 月 1 日 日鶏 29 発第 3790 号)

(附則)

この実施細則は平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 5 月 16 日 日鶏 30 発第 136 号)

(附則)

この実施細則は令和 7 年 1 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、旧第 2 条(3) (配合飼料価格安定制度への加入確認) の廃止は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。また、第 7 条(1)、(2)及び(3)は、令和 6 年度締結の「家畜防疫互助金交付契約」に係る互助金の交付申請より適用する。

(令和 7 年 1 月 22 日 日鶏 6 発第 925 号)

(附則)

この実施細則は令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 7 年 3 月 6 日 日鶏 6 発第 1095 号)